

妙満寺日英と寛文法難

中 村 孝 也

京都妙満寺日英（一六一五〜一六七六）伝の内には『日英墓碑』に「痛哉国制遂不遁、寛文五乙巳曆十歳蒙仰左迁、放日向之江原大肥」（延宝六年桂月四日）とあり『宮谷本國寺能化帳』に「十一祖、精進院日英、学室書院并庫裡建立、明曆中ニ強守法義、寛文五己年日向国江配流」と記されているが、従来あまり考察されなかつた「強守法義」に主眼を置き考察する。

日英は号を精進院、字名は受詮と云われ、江戸の初期、元和元年（一六一五）上総国山辺郡東金新宿の名家、北村（喜多村）甚左衛門の家に生まれ、元和九年に菩提寺である、東金本漸寺六世、自然院日信の弟子となり、本漸寺日乗とは法縁の兄弟となつて居り、日信の滅後は日乗について修学した。日英伝の最古の『日英墓碑銘』に「夫茲妙満三十七祖本漸寺九世、精進院日英上人、少年則稟法於僧都信師、長生則伝学於律師乗公矣」とあり『本漸寺日雄筆日英伝』『日英百五十遠忌刊行経本奥書、日英伝』に「姓北村氏、総之上州山辺郡東金人、依信法印出家、法印没後就乘律師業成」とあるによつて知られる。承応年中には宮谷檀林の能化となり、妙満寺日禪記の『宮谷玄講帳』によれば、承応三年六月より、明曆三年十一月迄、玄講四世となり、後文講十一世として教鞭を取り、宮谷本國寺仏職として、檀林の堂塔復興に努力した。万治三年（一六六〇）

九月には、妙法寺日尚の対論者として、その訴状に名を連ねたが、日尚の流れを汲む『行信』の過去帳に「京都妙満寺日英聖人、寛文五年十二月八日、日向国江御流罪」と記され注目される。

『日英略伝』に「寛文三年継慶印日忠師、妙塔山妙満寺之祖席補、同五年夏関西諸雄刹、私作制戒三章、師斬花押師知其謀、肯不諾諸師並力以事、誣師於聽」とあり、寛文年中に日経の弟子日忠の後を承けて、京都妙満寺三十八世となつた。寛文四年（一六六五）四月二日の本尊に「花洛妙満寺書写」の脇書を見る事が出来る。寛文五年七月十一日、公儀より九箇条の規定と付嘱の五箇条目が、公布された結果、法華宗の一致勝劣門流の諸寺が、団結して寺門の維持に当り、寛文五年（一六六五）八月十四日、有名な『依今度之公儀御仕置之旨重而制法』の三箇条目が、京都諸本山の会合によつて、規制された事は周知の如くである。即ち「任永禄年中之旧規、弥法理一統与可奉折広宣流布之事、任寛永年中之所定、弥可奉守東照尊官御仕置之事、大法会之節如前々、互遂出仕於法事可執行之事」の三箇条目について、京都諸山の同意を求めるとに当り、印判を役僧によつて集めた処、勝劣門流の「本能寺」と「妙満寺」が残り、交渉の結果、本能寺は判を押したが、妙満寺は印形を断つたので、寛文五年八月三日、妙顕寺、妙覚寺、立本寺においては、連名にて京都所司代に訴願するに至つた。

其文は『京都諸寺口上書様大旨』として「一、今度就仰付制法認、諸寺判形仕、本能寺妙満寺江越候得者、本能寺者無相違仕候処、妙満寺儀不仕判形候、左様候得者通用之儀証拠無之候、寛文五乙巳八月三日、妙顕寺、妙覚寺、立本寺、御奉行所」と記されている。（木更津成就寺本、妙満寺日精本）

これに対して日英は、寛文五年九月八日、妙満寺蔭居として早速返状を、京都所司代、牧野佐渡守親成に提出して、自身の態度を表明して、妙満寺は他の京諸山と異なり、末寺中より輪番に住職する寺であり、末寺の内妙満寺に同心しない場合は、妙満寺の破滅であると記し、又通用の義は御公儀に御請書を、差出して有り、又法華宗の中に、一致勝劣の両派が別れて、法理は各別であるのに、今度の制条は法理一統と云う事であり、この中間判形は免許されたいと訴訟して、最後に池上日樹等の不受不施ではないから、公儀の御慈悲を賜りたいと云つてゐる。(東金本漸寺本、木更津成就寺本、妙満寺日精本)

この時、東金西福寺日要は、寛文五年霜月四日『諫言目録』を日英に送り、その文中に「一、任永禄年中之旧規、諸寺通用之連判三箇条之内、第一箇条法理一統文言、一致勝劣及混乱之間永承引難旨、公儀訴訟之段、強者延引可然欺存候、其子細者法理一統之文言、一致勝劣自他彼此、一紙之連判候得者、於此方有機遣者、於彼方茂有機遣候得者、更不可成混乱之法義乎、其現証者自余諸勝劣中、悉從昔累代連判致候得共、紛無一致勝劣之門流、分別立來自他繁栄之条、是又申分離立乎之事」と云つて、日英の強義は延引すべきであると記している。(妙満寺日精本、成就寺卷子本)

寛文六年十二月の『日英師帰國之状覚』に「一、去己年中冬之比師匠訴訟申上候趣者、法花一宗祖師己来、一致勝劣法理二途相分、元門派之法式各別而御座候、然処法理一統与申中間之判形仕候得者、開山之捉致廢退、則妙満寺及破滅候間、其旨令訴達公所江、全立不受不施、違背上意仕、不致判形之儀而會而以無御座候、師匠不調法故其趣、不詳達高聞、剩不受不施之儀紛蒙御勘候」(写本筆

者蔵)と記して、日統、日敵等の門弟が日英の説を弁護しているが『正邪混淆本』によれば、寛文六年卯月十五日『従京本寺方当国諸末寺江被遣之状』に、一致勝劣受不受について、一味同心に偏執を捨て、寺門経営に尽力すべきであると、異体同心を強調して居り、同年末寺側の返状に「若違犯之輩於有之者、重而従此方互御訴訟可申上候、至其時或追放或流罪、可奉任御本寺御仕置者也」とあるは注目される。

立正大宮崎博士の御指滴の如く「寛文五年十月十九日、京都妙満寺并上行寺、伊藤出雲守殿御預、日向国へ被遣候」(身延山日記)とあり、『日英讚歎誌』『日雄本尊裏書日英略伝』(以上北村文書)『日英略伝』(日英百五十遠忌経本付記、筆者蔵)『日英墓碑』によれば、日英は、牧野佐渡守の扱いにより、伊藤出雲守祐実と日英の縁故により、寛文五年十二月八日、その領国である九州日向国飢肥に流され、伊藤氏の外護によつて一寺を建立し、日英寺と称したと云われる。日英の流罪地の調査については、故中村啓堂師の『寛文法難』に詳細であるので略する。

『中野本城寺過去帳』(天明五年日宝願主)に「日英上人、延宝四丙辰八月四日、御年六十二歳、本山三十八世、宮谷且林観講始祖、依法難日向左迁、於配所迁化後三年赦免」とあり、東金本漸寺日敵は、大綱運照寺日統と共に、寛文六年、日統は寛文十一年に、日英の赦免を公訴したが、生前中は許されず、滅後三年にして許され、使僧を日向に下してその骨を収め、故山の本漸寺裏の御林墓地に納骨し、延宝六年桂月四日、日英三回忌建立の立派な墓碑が現存している。詳しくは拙稿『日什門流宗門資料集(4)、昭和44年』『日経門流殉教小史、昭46年』参照。(立正大学日蓮教学研究所研究員)